

様式2（第3の6関係）

会議の概要

1 会議名 (審議会等名)	宝塚市社会福祉審議会（令和5年度第2回）
2 開催日時	令和5年（2023年）11月8日（水）午後6時～午後7時30分
3 開催場所	宝塚市役所 4階 3-3 会議室
4 出席委員	藤井博志、松岡克尚、福住美壽、長岡恵美、永崎正幸、明石ともえ、菅沼玲子 (臨時委員) 今北さゆり、川口圭子、梅田幸子、志方龍、吉野真旨、朴信江、米岡秋徳、西口信幸
5 公開不可・一部不可の場合の理由	
6 傍聴者数	0人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の概要	<p>(議事)</p> <p>(1) 宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）の令和4年度実績報告について</p> <p>(2) 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の策定について</p> <p>(議事録)</p> <p>(1) 宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）の令和4年度実績報告について</p> <p>【会長】 事務局及び基幹相談支援センターより実績報告いただきましたが、何かご意見ご質問等がございますか。</p> <p>【委員】 資料1-1「宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）の現状における達成状況・評価について」の「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、『目標：保健、医療、福祉関係者による協議の場について年3回の開催、11人の参加』と記載がありますが、どのような方が参加されて、どのような会議がされているのかももう少し詳しくご説明いただけますか。 本人や家族といった当事者の声をぜひとも聞いていただきたいと考えておりますので、協議の詳細な内容を教えてくださいたいと思います。</p>

【事務局】

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、令和5年度に宝塚市自立支援協議会第1回くらし部会で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの位置づけ」として地域の課題や町内会等について議論するという形で実施するものと報告をさせていただきました。

基本的にくらし部会の委員は、いわゆる「にも包括」の協議に参加したという形でご報告させていただいておりますので、くらし部会の中で議論された内容というものを、「保健、医療、福祉関係者による協議」と位置付けております。

【委員】

「11人の参加」という目標は、このくらし部会の委員の参加を指しているという理解でよろしいですか。

【事務局】

ご指摘の通りです。全体会でも委員の一覧表等は公開させていただき予定しております。

開催回数も3回と記載しておりますが、今年度5回開催を予定しておりますので、実績報告にあたっては、年5回実施する予定でスケジュールを作成しております。

【委員】

資料1-4「令和4年度地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた取組」について、示していただいている「今後の方向性」という点がとても重要だと思っています。この点についてももう少しお話を伺いたいです。

精神障害者の家族としては、体調が悪いときにすぐ入院という対応になりがちです。ただ、ショートステイ等の支援制度を整えることで、入院しなくても介護者や本人が休めるような場所があるような制度を整備できないかという期待もあり、今後の方向性という部分に関心を持って見えています。

もう一つは、「24時間対応を含む緊急時の対応について検討する」とありますが、緊急時に限らず話せば落ち着く場合がありますので、24時間相談できる場所を望んでいます。質問ではなく意見ではありますが、検討いただければと思います。

【委員】

資料1-1「宝塚市障害福祉計画（第6期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第2期計画）の現状における達成状況・評価について」の「(7) 障害児支援の提供体制の整備等」の「現状

における達成状況、今後について」の所では、「放課後等デイサービスは3事業所あり、目標を達成している」とありますが、資料1-9「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）共通資料編」89p～91pのアンケート調査結果では、地区によつてが「放課後等デイサービスが住んでいる地域に少ないと感じる」という結果が出ています。

また、現実に地域の方に実情を伺うと、川西市等の市外の放課後等デイサービス施設を利用されている事例もよく聞き及びます。

これは、宝塚市内として十分な事業所の数を確保しているものの、整備地域にばらつきがあるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

ご指摘いただいた「(7) 障害児支援の提供体制の整備等」の「現状における達成状況、今後について」で示す「3事業所」は、重症心身障害児、重度の障害をお持ちの方でも利用いただける事業所でございます。

このサービスレベルの事業所数について目標設定するよう国から指定を受けており、記載の通り、事業所数は少ないものの整備されており、目標を達成しているという状況となっております。

また、この整備状況で充分かどうかという点については、今後計画で示す取り組みや普段の業務の中でニーズ把握を進めていくことを想定しております。児童発達支援全体の事業者数としては、ご指摘いただいた通り、他市の事業所を利用する現状となっていることも把握しております。

この後の議事でも触れる予定ですが、現在兵庫県で定めている総量規制として、利用者数が計画に記載する目標値を上回っている状態であれば、質の確保のために新規参入規制をかけるという方針に従い、新規の事業所指定を断っております。

総量規制については、本当に事業者の質の確保に繋がるのか、事業者数を規制することで他市町に利用者が流出している現状は本質的に妥当なのかという点は、今後計画の中で検討していくべき課題であると認識しております。

【会長】

現行計画における実績とその評価については、次期の計画策定に反映されておりますので、次の議事で協議いただく計画素案にも大きく関連するものと思います。時間の関係もありますので、議事2「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・

宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の策定について」の説明を事務局から受けた上で、改めてご意見・ご質問いただければと思います。

（2）宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）の策定について

【会長】

計画素案を含む資料の量は大変多くなっており、事務局からの説明も長時間となって、活発にご意見・ご質問いただくのはなかなか難しいところもあるかと思えます。また、臨時委員の皆様は小委員会で意見をいただいておりますが、本委員の皆様は今回初めて計画素案についてご協議いただくということでなかなか発言はしづらいものと思えます。

活発にご協議いただくためにも、小委員会ではどのような協議がなされたのか、総括的にコメントいただけないでしょうか。

【委員】

小委員会では、限られた時間とボリュームのある内容にもかかわらず、厳しいご指摘も含めた緊張した雰囲気の中で協議させていただきました。そのため、取組みの実施時期について前倒しで検討した箇所や、表現について当事者の問題意識を踏まえた積極的な書きぶりに修正した部分など、活発な議論の下で一定の成果が出たのではないかと思います。

個別の表現や記載内容について、気になる点があればご指摘いただければと思います。

また、他の計画との連携については、障害福祉計画の位置づけを考えるとなかなか直截的に他の計画について盛り込むのは難しい中で、第1章『計画策定の趣旨』において『宝塚市第5次障害者施策長期推進計画』について触れるなど工夫を凝らしております。このような記載内容で他の計画との連携を示すことができているのかも含めて、ご意見いただければと思います。

【委員】

資料1-5「計画素案の概要・主な追記修正点」の「(1)宝塚市障害福祉計画（第7期）・宝塚市障害児福祉計画（第3期）において作成する冊子について」で記載のある「③計画本編（概要版）」について、手話が第1言語となるような方をはじめとして、障害者にとっては文章がたくさん掲載されている資料は読みづらく、またはわかりづらいものになることが想定されます。

単に内容を要約してコンパクトにまとめるだけの概要版

ではなく、長い文章を読むのが難しい方に向けて、柔らかく分かりやすい表現での資料を作成するといった考えはあるのでしょうか。

【事務局】

概要版については、現行計画策定時と同様の構成で考えており、ご指摘いただいたような計画本編の内容を要約したものを想定しております。

ご提案いただいた読みやすい表現への修正については、計画本編のニュアンスとの齟齬が発生しうることが懸念されます。また、表現を修正する場合には別途審議会に諮る必要があります。現時点で再度審議の時間を確保するのは困難であることから、表現については計画本編に準拠し、要点や重要な点に絞った記載など、内容を要約した形で概要版を作成したいと考えております。

【委員】

事務局が回答されたように、「③計画本編（概要版）」については現行計画と同様に作成頂ければと思います。

そうであれば、概要版とは別に、よりわかりやすい表現に整えたような形の資料を作成することはできないのでしょうか。

【事務局】

概要版については、本編の内容にできるだけ沿う形で想定していると申し上げましたが、表現の部分については、ある程度わかりやすい形での記載を検討させていただきたいと思っております。

【委員】

手話を第1言語とされる方はたくさんいらっしゃると思います。また、宝塚市では「宝塚市手話言語条例」を制定し、手話の普及に力を入れております。小学校でも、手話でチャイムの代わりに授業の始業・終業を知らせ合うというようなことを実施しています。

それを踏まえれば、概要版の表現の拡充に限定せず、もっと手話を第1言語とする方でも、この障害福祉計画の重要な部分をわかりやすく理解できるようなものが必要であると思います。この計画の策定にあたって、肝心の当事者が十分理解できないならば意味がないので、そこは改めて検討すべきではないでしょうか。

【委員】

誰にでも理解しやすい情報発信について、「やさしい日本語」という考え方があります。元は日本語を十分に理解できない外国人への情報提供手段として研究されていましたが、知的障碍の方も含めた誰でもわかりやすい表現として提案されています。

そういった考え方も検討いただければと思います。

【会長】

小委員会の中で活発な議論をいただいて、それを事務局も真摯に受け止めていただく中で、多くの修正や意見を反映しておりますので、議論も尽くされつつあるように感じます。

気にかかる点として、障害福祉計画は「資源整備計画」として3年間の目標値を定めるという位置づけで策定されています。一方で、具体的な取組みや本質的な内容は「宝塚市第5次障害者施策長期推進計画」で示すという位置づけですが、どうしてもその連携がしっくりこない感覚があります。この点は、今後2つの計画の進行管理又は策定時の課題として、検討していく必要があるように思います。

また、宝塚市の特色を出す工夫をさせていただいておりますが、やはり数値目標となると、宝塚市の特色は何なのかというところが見えなくなる傾向にあるように感じます。幅広く検討させていただいておりますので、計画策定までの協議の中でも、再度点検していただければと思います。

もう一点、小委員会でも申し上げましたが、資料1-8宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）」2p「3.計画の位置付け」では、「地域福祉計画」が上位計画で、その下位に他の分野別計画は続いているという位置付けを示しています。ただ、実際には「地域福祉計画」は上位の概念ではなく、各分野を横繋ぎする基盤の計画という側面が強いものではないでしょうか。

「介護保険事業計画」と「障害福祉計画」が同時に並行して策定されていますが、そこに重複する分野はないのか、また「障害児計画」と「障害福祉計画」で連携できる部分はないのか。先ほどご意見ご質問がありましたが、介護保険における地域包括ケアシステムを精神障碍にも対応させるという重要な課題をどのように位置づけるべきか。国が具体的な指針を示していない中で、どのように進めるべきか恐らく各自治体も対応に苦慮していると思います。

まだ国から示されるイメージが鮮明になっていないので、今後の検討課題として留意いただければと思います。

【委員】

会長がおっしゃったことは同じく検討が必要な課題であ

と思います。

ただ、障害福祉計画と他計画の連携について、「障害福祉計画」がサービス量の目標を示す計画として位置付けられる中で、他計画とリンクして進めるという表現でさえ本来の役割を逸脱してしまう懸念があり、表現の検討が難航した経緯があります。

具体的な対応として、アンケート調査結果で家族支援に対する要望が多かったものの、「障害福祉計画」の根拠となる「障害者総合支援法」の管掌外にあたるため、「障害者施策長期推進計画」と連携する必要があるといった理論を積み上げて記載しております。

理想として連携を図るべきであっても、位置付けや役割の上で難しいということは想定されますので、うまく役割分担を図りながら全体的な枠組みを宝塚市独自で構築できるということであれば、ぜひご検討いただければと思います。

【会長】

この計画そのものはかなり精緻に作っていただいておりますので、これ以上のコメントや意見も出尽くしており、論点をしっかり資料として整理していただいているので、わかりやすくなっているのではないかと思います。

今後は全体の枠組みとして、各分野の計画を通底する理念がリンクしていく必要があると思いますので、今後も委員の皆様と一緒に考えていきたいと思います。

それでは、パブリックコメントに関する資料の審議として、補足の資料がございますので、事務局から説明いたします。

<パブリックコメントに関する事項について事務局説明>

【会長】

パブリックコメントの進め方についてご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

【委員】

資料 1-11「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）への意見募集について」3p「7 意見の提出方法」について、「なお、障碍等によりこれらの提出ができない場合は、障碍福祉課へご相談ください」とありますが、これは手話で意見の提出をしたい方も含まれているのでしょうか。

例えば、文章を書くのが苦手でも伝えたいことがあれば、障害福祉課に伺って、手話通訳者の方に聞き取ってもらうことで意見の提出ができるのでしょうか。

また、もし意見の提出ができるのであれば、希望者が迷わないように「手話による意見提出も可能である」といった記載を明記していただけないでしょうか。

手話言語条例の制定時に、手話で意見を提出できるという規定になっていたかと思うので、そちらも踏まえて表現を検討いただければと思います。

【事務局】

ご指摘の箇所につきましては、知的障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など、様々な理由で文章を書くことが難しい方を想定しており、それらすべてを網羅して記載するのは紙面の都合上困難であることから、包括的な表現で記載しておりました。

手話や視覚障害の方等の対応を例示できるかどうかという点は、再度検討させていただこうと思います。

また、実際にご相談いただいた場合には、本人の意思を伝えていただけるコミュニケーション手段でご意見をお伺いした上で、文字起こししたものを最終的にご確認いただくという方向性で考えております。

【会長】

他にご意見がございますか。

計画できた段階で、当事者の方に情報提供できるようにすべきであるというご意見もありましたが、このパブリックコメントの過程そのものが、当事者の方に計画内容を理解して、ご意見をいただけるという点で非常に重要だと思いますので、よろしく願います。

それでは、これで障害福祉計画に関する審議が無事終了しました。

臨時委員の皆様についてはこれをもって退席が可能です。引き続きご参加いただける場合はどうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

本日の協議を受けて、これからの計画の方向性が定まるわけですが、やはり精神障害者の家族としましては、資料1-4「令和4年度地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた取組」にあるような「緊急時の受け入れ・対応」の整備が必要だと考えています。

「宝塚市地域生活支援拠点等緊急対応事業」について、利

用実人数0人、利用延べ日数0日となっていますが、必要がないから利用されていないわけではなく、本当は必要でも、そういう支援制度があるということが伝わっていないところに問題があると思います。

やはり精神障害者に対する支援制度はこれから整備が進められるという状況だと思っていますので、今回様々な施策・取組の目標日数・目標人数が示されましたが、障害当事者やその家族の希望として今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

【会長】

ご意見ありがとうございます。

他、臨時委員の皆様は本協議をもって審議終了となりますが、最後に何かご意見ございますか。

【委員】

(意見なし)

【会長】

非常に活発な議論をしていただいて、本当に感謝いたします。この計画がどのように審議されていくか見守っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上